

患者さん、ご家族の皆さま

## 病状説明等の時間内実施につきまして

医師の長時間労働に伴う健康被害につきまして、全国的な問題となっており、厚生労働省より全ての医療機関に対し、医師の労働時間短縮に向けた取り組みを実施するよう求められております。

当院におきましても、医療者の働き方改革の実践に取り組んでいるところでありますが、その取り組みの一つとして、2019年4月18日より、緊急でない場合の患者さん・ご家族への病状等の説明は、原則、平日の時間内(8:30～16:30)とさせていただきます。

そのため、ご要望に沿えない場合もあるかと存じますが、あらかじめご承知願います。

健全な医療を持続的にご提供するために、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

KKR札幌医療センター病院長